

公益社団法人
第14回 通常総会議案書

日 時 令和7年5月29日（金）午後2時

会 場 Ryokan 浦島



公益社団法人 佐渡法人会

※本資料は総会当日にお持ちください

公益社団法人 佐渡法人会
第14回通常総会次第

- 1 開 会 の 辞 事務局
- 2 会 長 挨 捶 会 長 高野 宏介
- 3 議 長 選 出
- 4 定足数の確認
- 5 議事録署名人選定
- 6 議 事 報 告 事 項
理事会承認事項
令和6年度 事業報告
令和7年度 事業計画
令和7年度 収支予算
- 決議事項
第1号議案 令和6年度決算報告承認の件
第2号議案 役員改選（案）承認の件
- 7 来 賀 祝 辞
佐渡税務署 署長 宇鉄 広一様
- 8 閉 会 の 辞 副会長 本間 勝

= 会員増強功労者表彰式 =

令和6年度 事業 報 告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 概 况

佐渡法人会は、令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、行動制限も緩和されている状況を踏まえ、前年度来コロナ禍前の状況に少しづつ戻していくことを念頭に、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るために研修会・セミナーなどに積極的に取り組み、また、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第11回目の開催となりました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和6年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

II 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」に関する内容を主に研修会を開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	税制改正等について	8月	7名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	10月	5名	佐渡税務署
研修委員会	年末調整実務	11月	22名	佐渡税務署
研修委員会	決算法人説明会	8月	5名	佐渡税務署
研修委員会	同上	11月	1名	佐渡税務署
研修委員会	同上	2月	16名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	6月	8名	山本敏彦 税理士
青・女共催	税務署幹部職員との懇談会	11月	7名	佐渡税務署
青年部会	定額減税説明会	4月	7名	佐渡税務署
女性部会	定額減税説明会	4月	8名	佐渡税務署
女性部会	税法 源泉所得税、税務署長とのランチミーティング	5月	7名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	7月	5名	佐渡税務署
女性部会	令和6年度税制改正について	9月	6名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	11月	4名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告	1月	1名	佐渡税務署
女性部会	食品ロス勉強会・意見交換会	2月	7名	佐渡市社会福祉協議会 フードバンクさど
女性部会	1年の振り返り、修了式	3月	3名	佐渡税務署

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で3,970回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

青年部会員、女性部会員合わせて3名が参加しました。

② 租税教室

小学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

なお、青年部会で対応できない学校については、佐渡税務署等に講師を依頼しました。

開催日	学校名	対象者	講 師（絵はがきコンクール）
6. 5. 8	畠野小学校	33名	青年部会・女性部会
6. 5. 10	加茂小学校	30名	税務署・女性部会
6. 5. 13	二宮小学校	24名	税務署・女性部会
6. 5. 14	新穂小学校	14名	税務署・女性部会
6. 5. 14	真野小学校	36名	青年部会・女性部会
6. 5. 17	小木小学校	20名	青年部会・女性部会
6. 5. 23	河崎小学校	18名	青年部会・女性部会
6. 5. 24	両津小学校	21名	税務署・女性部会
6. 6. 4	両津吉井小学校	9名	青年部会・女性部会
6. 6. 5	羽茂小学校	26名	税務署・女性部会
6. 6. 7	金泉小学校	7名	青年部会・女性部会
6. 6. 12	八幡小学校	12名	青年部会・女性部会
6. 6. 13	河原田小学校	22名	青年部会・女性部会
6. 11. 28	七浦小学校	8名	青年部会
6. 12. 3	松ヶ崎小学校	4名	青年部会
合 計	15校	284名	
6. 7. 9	畠野中学校	29名	青年部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、8校99作品の応募があり、そのうち30作品が入賞いたしました。入賞者には各学校に出向いて表彰を行いました。なお、入賞作品は当会HPに掲載しました。

また、佐渡税務署のご厚意により、女性部会長賞並びに税務署長賞の作品を佐渡汽船ターミナルおけさ橋内並びにセントラルタウン内に掲示していただきました。

(3) 税の広報活動

① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回

(9月・2月)、全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)を会員に無料で配布しました。

- ② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。
- ③ 会報でe-Tax利用、キャッシュレス納付の推進、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用・啓発用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付するとともに、啓発用小冊子を希望者に無償頒布しました。

- ① 「税制改正のあらまし」速報版
- ② 「税制改正のあらまし」
- ③ 「事例でわかる！インボイスのアウト・セーフ」
- ④ 「主要税法取扱便覧」
- ⑤ 「Q&A最新・税務調査対応のツボ」
- ⑥ 「中小企業の税金対策の落とし穴」
- ⑦ 「とっておきの相続・事業継承のツボ」
- ⑧ 「会社がもらえる助成金活用のポイント」
- ⑨ 「基礎からわかる社会保険・労働保険の事務手続」
- ⑩ 「会社の決算・申告の実務」
- ⑪ 「自己点検チェックシート（通常版）」
- ⑫ 「新・自主点検チェックシート」
- ⑬ 「年末調整実務のポイント」
- ⑭ 「数字に強い社員を育てる実践塾」
- ⑮ 「中小企業の人手不足解消のヒント」
- ⑯ 「会社役員の確定申告のための実務ポイント」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和7年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

・財政再建化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

・「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることとなった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

- (2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剩余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
 - ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
 - ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付制度」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点から見て極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) P D C Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15 %を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記（1）に関連して、中小法人に適用される権限税率まで引き上がることのないように配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必要はある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入すること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和 7 年 3 月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不

足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直しされるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講ずること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めて見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引

の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一
段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が
重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、
民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化に
はつながらない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に
根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成
等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。こうした中で中小企業の事業承
継は地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程
度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直し
が求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられてい
るが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品
競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対
応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定
着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などによる
大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災
者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興
等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備**
- 2. 環境問題への対応**
- 3. 税教育の充実**

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税

要望大会

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利ある世界」が到来。
新たな財政再建目標の設定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

(5) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月2日に高野会長・本間副会長・渡邊副会長・大桃総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、金田市議会議長に対し提言書を送付しました。

(6) 令和6年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保証額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。・中小法人に適用される軽減税率まで引き上がるることのないよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none">・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。<ul style="list-style-type: none">イ 所得の金額が10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制について は、対象設備を拡充したうえ、「中 古設備」を含めることを求める。 なお、それが直ちに困難な場合 は、令和7年3月末日となってい る適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制について、 「みなし大企業」の判定における大 規模法人の範囲が見直された上で、 適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業経営強化税制」や「先端 設備等導入計画に係る固定資産税 特例」等、令和7年3月末日とな っている中小企業等の設備投資を 支援する措置については、適用期 限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資 計画における年平均の投資利益率が 7%以上となることが見込まれるも のであること及び経済産業大臣が定 める要件に適合することにつき経済 産業大臣の確認を受けた投資計画に 記載された投資の目的を達成するた めに必要不可欠な設備（機械装置、 工具、器具備品、建物及びその附属 設備並びにソフトウェアで、一定の 規模以上のもの）が追加されたほ か、所要の見直しが行われた上で、 適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産 税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針 を先端設備等導入計画に位置付け、 従業員に表明した場合、対象資産の 課税標準が見直された上で、適用期 限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に創設された企業版ふ るさと納税については、地方創生 にも資する制度であり、寄付件数 等も年々増加していること等を踏 まえ、令和7年3月末日となってい る適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付活用事業を実施した認定地方公 共団体が、寄付活用事業の完了の時 及び各会計年度終了の時に、寄付活 用事業を適切に実施していることを 確認した書面を内閣総理大臣に提出 しなければならないこととする等の 措置が講じられることを前提に、適 用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	<ul style="list-style-type: none">法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました。（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

3 経営支援活動

（1）経営支援に関する講演会・研修会

5月24日通常総会時並びに翌年1月24日新春特別講演会として講演会を開催しました。

（2）研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっこむ」（両津地区）や安寿天神祭のイベント（畠野地区）において税金クイズを実施しました。

② タオルの寄贈

9月に福祉施設へ寄贈しました。

III 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会を中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

今年度は該当法人がなく、表彰式は実施しませんでした。

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

事業主からの推薦により1名を表彰 櫻新日興業 岩崎めぐみ様

3 会員増強推進

(1) 組織

正会員数 415社（令和7年3月31日現在）※個人賛助会員2名

組織率 41.9%（所管法人数991社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
(内、法人賛助会員2社) 431社	※法人賛助会員1社含む 5社	18社	(内、法人賛助会員3社) 418社

	期首会員数	入会	退会	期末会員数
青年部会	23名	3名	5名	21名
女性部会	41名	0名	2名	39名

① 組織委員会の開催

② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）

③ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

①会議等 総会1回、役員会3回

②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
6. 4. 3	局連合同セミナー会議	リモート会議	部会長
6. 6. 5	同上	リモート会議	部会長
6. 7. 1	県連青年部会正副会長会議	新潟ほうじん会館（リモート出席）	部会長
6. 8. 7	局連合同セミナー会議	リモート会議	部会長
6. 9. 4	同上	リモート会議	部会長
6. 9. 13	関東信越法人会連絡協議会青年部会連絡協議会合同セミナー	ホテルイタリア軒	2名
6. 10. 24	県連青年部会合同セミナー	ラポート十日町	1名
6. 12. 4	県連青年部会正副会長会議	リモート会議	部会長

③租税教育活動 ※4ページに記載

・女性部会

①会議等 総会1回、役員会3回

②研修会等 ※研修会は3ページに記載

③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
6. 4. 18	女性フォーラム広島大会	広島グリーンアリーナ	1名
6. 9. 27	県連女性部会合同セミナー	上越市 デュオセレッソ	1名
6. 5月～ 6. 9月	【第11回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者99名		
6. 9. 18	【第11回税に関する絵はがきコンクール】審査会（入賞30名、代表1名県連提出）	金井商工会館	8名

IV 管理関係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

① 開 催 日	令和6年5月24日（金）
出席者	341名（委任状含む） ※議決権のある会員総数 430名 全案可決承認されました
決議事項	第1号議案 令和5年度決算報告承認の件 第2号議案 定款一部改定の件 第3号議案 欠員理事補充承認の件
報告事項	理事会承認事項 ・令和5年度事業報告 ・令和6年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

① 開 催 日	令和6年4月24日（水）
場 所	両津夷商工会館
出席人数	11名（内監事2名）
決議事項	(1) 令和5年度事業報告並びに決算報告承認について (2) 令和6年度通常総会に付すべき事項について (3) 欠員理事の補充について
報告事項	(1) 県連会議関係 (2) 全法連・県連功労者表彰について (3) 会員の退会について
② 開 催 日	令和6年10月16日（水）
場 所	アミューズメント佐渡
出席人数	14名（内監事2名）
決議事項	(1) 理事辞任の承認について
承認事項	(1) 会員増強推進キャンペーンの承認等について (2) 会員の加入・退会の承認について (3) 各種表彰、新春特別講演会・新春懇親パーティーの開催について (4) 新規会員の勧誘について
報告事項	(1) 活動状況報告 他
③ 開 催 日	令和7年1月8日（水） ※臨時理事会
場 所	両津夷商工会館
承認事項	(1) 役員等の改選について (2) 会員の退会の承認について
報告事項	(1) 活動状況報告 他
④ 開 催 日	令和7年3月21日（金）
場 所	両津夷商工会館

決議事項	(1) 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算案承認について (2) 令和7年度第1回理事会の日時・場所の決定について (3) 令和7年度通常総会の日時・場所の決定について (4) 役員等改選について
承認事項	(1) 会員の加入・退会の承認について
報告事項	(1) 活動状況報告 他

（3）正副会長会

第1回	令和6年7月31日（水） 両津夷商工会館 (1) 新規会員勧誘について (2) 第2回理事会の開催について (3) 新春パーティーの開催について (4) 会員増強強化推進キャンペーンについて (5) 事業実施状況について (6) 入会・退会の状況について
第2回	令和6年10月4日（金） 両津夷商工会館 (1) 理事会・福利厚生制度推進連絡協議会の開催について (2) 会員増強取り組み状況について (3) 新春特別講演会・懇親パーティーについて (4) 事業等の実施状況について (5) 入会・退会の状況について
第3回	令和6年11月26日（火） 両津夷商工会館 (1) 臨時理事会の開催について (2) 役員等改選に向けた意向調査の実施について (3) 事業等の実施状況について (4) 入会・退会の状況について
第4回	令和7年2月12日（水） 両津夷商工会館 (1) 役員等の改選について (2) 理事会の開催について（3月、令和7年度第1回） (3) 令和7年度通常総会について (3) 事業等の実施状況について (4) 入会・退会の状況について (5) 令和7年度全法連助成金申請について

（4）監査会

開催日	令和6年4月24日（水） 両津夷商工会館
監査人	監事 渡邊 正俊 監事 矢澤 稔
立会人	会長 高野 宏介 副会長 本間 勝 渡邊 秀一 事務局長 斎藤 辰弥
内 容	(1) 令和5年度事業及び会計監査

(5) 委員会

① 総務税制・研修合同委員会

開催日 令和6年7月3日（水） 金井商工会館

（1）令和6年度事業計画について

（2）税制提言活動について

② 厚生・組織合同委員会

開催日 令和6年7月4日（木） 金井商工会館

（1）令和6度事業計画について

（2）令和6年度推進計画について（提携保険会社）

③ 福利厚生制度推進連絡会議（厚生委員・理事会参集）

開催日 令和6年10月16日（火） アミューズメント佐渡

（1）福利厚生制度推進状況、推進計画について

（2）会員増強推進と福利厚生制度推進

(6) 地区商工会事務担当者会議（会費徴収事務打合せ会議）

会議は招集せず、資料をメールで流し、会費徴収実務の周知と協力依頼を行った。

(7) その他会議・行事

4.11	佐渡市雇用促進協議会通常総会	佐渡市役所
5.28	佐渡連合商工会通常総会	あいかわ開発総合センター
6.13	佐渡間税会通常総会	旅館浦島
6.17	佐渡税務団体連絡協議会総会	佐渡税務署
9.26	中学生の「税についての作文」審査会	佐渡税務署
11.14	納税表彰式	アミューズメント佐渡

(8) 全法連・局連・県連関係会議

5.15	県連・総務委員会	にいがた法人会館
5.22	県連・理事会	ホテルイタリア軒
6.12	県連・通常総会、理事会	ホテルイタリア軒
6.28	県連・組織・厚生合同委員会及び 福利厚生制度特別推進会議	ホテルイタリア軒
9.26	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒
12.5	県連・特別講演会	ANA クラウンプラザ ホテル新潟

※令和6年度 功労者表彰受賞者

《全法連功労者表彰》 県連総会時授与

（公社）佐渡法人会理事 長尾 久 氏

『県連功労者表彰』 県連総会時授与
(公社) 佐渡法人会理事 川上 巧 氏
・令和 5 年度 会員増強功労者表彰 1 名
大同生命保険㈱新潟支社 渡会 元 氏
令和 6 年 5 月 24 日 通常総会終了後に表彰式を実施

理事会承認事項 令和7年度事業計画

令和7年度事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 事業活動基本方針

本会は、公益法人制度改革に伴い平成23年9月1日に公益社団法人として再発足しました。本年度も税に軸足を置く公益社団法人として「税」に関する活動に重点を置きながら、会員支援、社会貢献等を積極的に展開するとともに組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れることを基本とします。

また、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」に基づき、公益法人としてこれらの使命を達成するため、佐渡税務署、新潟県、佐渡市、佐渡商工会連絡協議会をはじめとする関係諸団体との協調のもと、納税道義の高揚、税務知識の普及・向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与します。

個別には、以下に掲げる諸事業に取り組みます。

II 主な事業計画

1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民に対する税知識の一層の普及・啓発を図るべく税務研修会を開催する。また、インターネットを通じたオンデマンド研修を有効に活用する。更に、企業の経理担当者に対する税制に関するスキルアップ講座を開催し、税務に係る幅広い知識の普及を図る。

(2) 講演会・講習会等事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民に、政治・経済学者・ジャーナリスト等の、我々会員とは視点を変えた、税制等に関する時宜にかなった講演会を開催し、税知識の普及に努める。

(3) 租税教育事業

税務署、租税教育推進連絡協議会等と連携し、市内の小・中学生を対象に青年・女性部会員が講師等となり、税金の課税される仕組み、使われ方、税の大切さ等の租税教育を実施する。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告等の情報に対する早期対応とe-Taxの利用促進、消

費税の「期限内納付推進運動」を図る。

具体的には、会のホームページ、会報等に改正税法、税務申告等の情報を掲載するとともに、公共施設や金融機関の窓口にも会報を配置して多くの市民の皆様へ周知する。また、イベント会場で税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布し、税への关心を持つてもらう。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制全般に対するアンケート調査を実施。その意見・要望をもとに税制要望を取りまとめて、国会、地方議会、関係官庁へ提言する。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1)講演会・セミナーの開催事業

会員企業をはじめ、一般の企業、市民を対象に行政関係者、経営コンサルタント、大学教授、ジャーナリスト、芸術家等広範囲な分野の専門家を迎える、政治経済、健康、癒される機会といった、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展につながるセミナー等を開催し、地域社会の活性化や経済の改善を図る。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

各地域で環境美化活動への参加や、会員より未使用のままタンスに保管しているタオル等を提供してもらい、社会福祉協議会や老人福祉施設等へ寄贈する。

3 会組織の充実、全国各地の法人会との連携、

会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 福利厚生事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況の中、提携保険会社三社との連携を一層強化し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図る。

(2) 会員支援事業

会員企業間の異業種交流の推進を図り、積極的な情報交換を通じてお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の発展につながる事業を行う。

(3) 会員増強運動

厳しい経済情勢等を反映して年々会員の減少が続いているため、組織の強化・充実を図るために会員増強推進月間を設け、組織委員、役員が率先して新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる。

(4) 広報活動の充実

法人会の知名度向上、活動内容の周知を図るために、社会貢献活動の積極的な展開と、ポスターの掲示やホームページの充実、公共施設への機関誌の配置や地元情報紙への掲載等、税に関する情報や法人会の活動内容を不特定多数の方々へ周知する。

(5) 青年・女性部会の充実

イ 青年部会関係

法人会の実戦部隊として租税教育（租税教室）、税の啓発活動を積極的に推進するとともに部会員増強を図る。

ロ 女性部会関係

部会員の資質向上と法人会活動の充実・強化を図るために、引き続き定例税務研修会を開催して自己研鑽に努めるとともに、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、税の啓発活動や社会貢献活動を積極的に行う。

また、「食品ロス」について学び、ロスを減らすことを目指す取組について引き続き協議・実践する。

4 諸官公庁との連携を図る事業

本会の活動に欠かせない佐渡税務署、新潟県（佐渡地域振興局）、佐渡市等との連携を一層密にする。

5 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。また、全法連・局連・県連が主催する研修セミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上とともに、ガバナンスの構築により事務局の基盤強化に努める。

6 その他、当会において実施することが必要と認める事業を行う。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国等の対策を考慮し、拡大防止に努めながら、実行いたします。

令和7年度 収支予算書(損益計算ベース)

令和7年4月1日から令和8年3月31日

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	5,500	100	5,400	
基本財産受取利息	5,500	100	5,400	
受取会費	1,642,000	1,726,000	△ 84,000	
正会員受取会費	1,630,000	1,714,000	△ 84,000	
賛助会員受取会費	12,000	12,000	0	
事業収益	532,000	516,000	16,000	
会員親睦事業収益	350,000	320,000	30,000	懇親会等会費
青年・女性部会事業収益	122,000	136,000	△ 14,000	青年・女性部会会費
広報事業収益	60,000	60,000	0	会報用広告料
受取補助金	5,598,200	5,530,100	68,100	
受取全法連助成金振替額(助成金A)	4,248,200	4,160,100	88,100	
受取全法連助成金(助成金B)	350,000	350,000	0	
受取県連補助金	1,000,000	1,020,000	△ 20,000	
雑収益	110,150	90,150	20,000	
受取利息	150	150	0	
雑収益	110,000	90,000	20,000	雑収入
経常収益計 (A)	7,887,850	7,862,350	25,500	
(2)経常費用				
事業費	6,366,714	6,079,428	287,286	
(税に関する研修会事業)	251,055	368,105	△ 117,050	
会場費	57,475	30,525	26,950	
諸謝金	50,000	80,000	△ 30,000	
会議費	26,700	30,700	△ 4,000	
通信運搬費	10,000	120,000	△ 110,000	
消耗品費	16,480	16,480	0	
印刷製本費	31,000	31,000	0	
委託費	59,400	59,400	0	
(講演会事業)	151,640	161,640	△ 10,000	
会場費	30,000	30,000	0	
諸謝金	70,000	70,000	0	
通信運搬費	50,000	60,000	△ 10,000	
消耗品費	1,640	1,640	0	
(租税教育事業)	234,150	180,700	53,450	
会場費	53,300	50,000	3,300	
会議費	1,650	1,500	150	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	4,200	4,200	0	
消耗品費	125,000	75,000	50,000	
印刷製本費	50,000	50,000	0	
支払負担金	0	0	0	

単位:円

(税の広報事業)	419,000	399,000	20,000
会場費	0	0	0
会議費	0	0	0
会報作成費	300,000	300,000	0
印刷製本費	16,000	16,000	0
支払負担金	3,000	3,000	0
(税の調査研究・提言事業)	27,525	26,525	1,000
調査研究費	0	0	0
会場費	4,825	4,825	0
会議費	20,200	19,200	1,000
支払負担金	0	0	0
(講演会・セミナー事業)	541,040	532,540	8,500
資料費			0
諸謝金	410,000	400,000	10,000
会議費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
消耗品費	1,640	1,640	0
支払負担金	10,000	21,500	△ 11,500
会議費	0	0	0
(会員の充実を図る事業)	50,000	50,000	0
会員増強推進費	50,000	50,000	0
(会員支援・親睦・交流等に関する事業)	502,000	519,000	△ 17,000
会員交流費	502,000	519,000	△ 17,000
(会員のための福利厚生事業)	50,000	50,000	0
福利厚生事業費	50,000	50,000	0
(管理費のうち事業費配賦額)	4,140,304	3,791,918	348,386
給料手当	1,894,144	1,791,892	102,252
福利厚生費	336,336	308,844	27,492
旅費交通費	515,872	546,818	△ 30,946
通信運搬費	475,104	224,546	250,558
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	3,730	△ 3,730
消耗品費	72,912	38,792	34,120
印刷製本費	81,536	76,092	5,444
賃借料	376,320	358,080	18,240
リース料	105,056	107,424	△ 2,368
支払手数料	32,928	20,142	12,786
事務委託費	137,984	134,280	3,704
委託費	96,432	158,898	△ 62,466
雑費	15,680	22,380	△ 6,700
管理費	1,504,946	1,749,482	△ 244,536
給料手当	521,856	610,108	△ 88,252
福利厚生費	92,664	105,156	△ 12,492
涉外慶弔費	5,000	5,000	0
会議費	297,000	385,000	△ 88,000
旅費交通費	142,128	186,182	△ 44,054
通信運搬費	130,896	76,454	54,442
減価償却費	0	0	0

単位:円

消耗什器備品費	0	1,270	△ 1,270	
消耗品費	20,088	13,208	6,880	
印刷製本費	22,464	25,908	△ 3,444	
賃借料	103,680	121,920	△ 18,240	
リース料	28,944	36,576	△ 7,632	
諸会費	62,250	68,400	△ 6,150	県連会費
委託費	26,568	54,102	△ 27,534	
事務委託費	38,016	45,720	△ 7,704	
支払手数料	9,072	6,858	2,214	
雜費	4,320	7,620	△ 3,300	
経常費用計 (B)	7,871,660	7,828,910	42,750	
当期経常増減額(A-B)	16,190	33,440	△ 17,250	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	16,190	33,440	△ 17,250	
法人税、住民税、および事業税			0	
当期一般正味財産増減額	16,190	33,440	△ 17,250	
一般正味財産期首残高	33,440	0		
一般正味財産期末残高	49,630	33,440		
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	4,248,200	4,160,100	88,100	
受取全法連助成金	4,248,200	4,160,100	88,100	
一般正味財産への振替額	△ 4,248,200	△ 4,160,100	△ 88,100	
一般正味財産への振替額	△ 4,248,200	△ 4,160,100	△ 88,100	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	49,630	33,440	16,190	

令和7年度 収支予算書内訳表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益			5,500	5,500				5,500
基本財産受取利息			5,500	5,500				5,500
受取会費			512,000	512,000	190,000	190,000	940,000	1,642,000
正会員受取会費			500,000	500,000	190,000	190,000	940,000	1,630,000
賛助会員受取会費			12,000	12,000				12,000
事業収益	0	0		0	532,000	532,000		532,000
会員親睦事業収益					350,000	350,000		350,000
青年・女性部会事業収益					122,000	122,000		122,000
広報事業収益					60,000	60,000		60,000
受取補助金	3,507,000	741,200		4,248,200	700,000	700,000	650,000	5,598,200
受取全法連助成金振替額	3,507,000	741,200		4,248,200				4,248,200
受取全法連助成金							350,000	350,000
受取県法連補助金					700,000	700,000	300,000	1,000,000
雑収益							110,150	110,150
受取利息							150	150
雑収益							110,000	110,000
経常収益計 (A)	3,507,000	741,200	517,500	4,765,700	1,422,000	1,422,000	1,700,150	7,887,850
(1) 経常費用								
事業費	4,230,846	894,867		5,125,713	1,241,001	1,241,001		6,366,714
調査研究費				0				0
会場費	145,600	60,000		205,600				205,600
資料費	100,000			100,000				100,000
諸謝金	120,000	410,000		530,000				530,000
会報作成費	300,000			300,000				300,000
会員増強推進費					50,000	50,000		50,000
会員交流費					502,000	502,000		502,000
福利厚生事業					50,000	50,000		50,000
給料手当	1,439,936	161,872		1,601,808	292,336	292,336		1,894,144
福利厚生費	255,684	28,743		284,427	51,909	51,909		336,336
会議費	48,550			48,550				48,550
旅費交通費	392,168	44,086		436,254	79,618	79,618		515,872
通信運搬費	427,876	40,602		468,478	73,326	73,326		541,804
消耗什器備品費	0	0		0	0	0		0
消耗品費	198,548	7,871		206,419	11,253	11,253		217,672
印刷製本費	158,984	6,968		165,952	12,584	12,584		178,536
賃借料	286,080	32,160		318,240	58,080	58,080		376,320
リース料	79,864	8,978		88,842	16,214	16,214		105,056
支払負担金	3,000	10,000		13,000				13,000

単位:円

委託費	132,708	67,641		200,349	14,883	14,883		215,232
事務委託費	104,896	11,792		116,688	21,296	21,296		137,984
支払手数料	25,032	2,814		27,846	5,082	5,082		32,928
雜費	11,920	1,340		13,260	2,420	2,420		15,680
管理費							1,504,946	1,504,946
給料手当							521,856	521,856
福利厚生費							92,664	92,664
渉外慶弔費							5,000	5,000
会議費							297,000	297,000
旅費交通費							142,128	142,128
通信運搬費							130,896	130,896
消耗什器備品費							0	0
消耗品費							20,088	20,088
印刷製本費							22,464	22,464
賃借料							103,680	103,680
リース料							28,944	28,944
諸会費							62,250	62,250
委託費							26,568	26,568
事務委託費							38,016	38,016
支払手数料							9,072	9,072
雜費							4,320	4,320
経常費用計(B)	4,230,846	894,867	0	5,125,713	1,241,001	1,241,001	1,504,946	7,871,660
当期経常増減額(A-B)	△ 723,846	△ 153,667	517,500	△ 360,013	180,999	180,999	195,204	16,190
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
固定資産売却益								
固定資産受贈益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
固定資産売却損								
固定資産除却損								
災害損失								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
他会計振替額								
当期一般正味財産増減額	△ 723,846	△ 153,667	517,500	△ 360,013	180,999	180,999	195,204	16,190

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

令和6度 貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	3,032,228	3,218,877	△ 186,649
定期預金	1,200,000	1,200,000	0
未収金	0	0	0
前払金	0	15,000	△ 15,000
【流動資産合計】	4,232,228	4,433,877	△ 201,649
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2) その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
電話加入権	72,800	72,800	0
【その他の固定資産合計】	72,800	72,800	0
【固定資産合計】	5,072,800	5,072,800	0
【資産合計】	9,305,028	9,506,677	△ 201,649
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	47,696	△ 47,696
預り金	25,142	24,850	292
【流動負債合計】	25,142	72,546	△ 47,404
2. 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	25,142	72,546	△ 47,404
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	9,279,886	9,434,131	△ 154,245
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
【正味財産合計】	9,279,886	9,434,131	△ 154,245
【負債・正味財産合計】	9,305,028	9,506,677	△ 201,649

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	100	100	0	
基本財産受取利息	100	100	0	
受取会費	1,693,000	1,769,000	△ 76,000	
正会員受取会費	1,678,000	1,757,000	△ 79,000	
賛助会員受取会費	15,000	12,000	3,000	
事業収益	476,000	402,000	74,000	
会員親睦事業収益	286,000	210,000	76,000	懇親会等会費
青年・女性部事業収益	130,000	132,000	△ 2,000	青年・女性部会会費
広報事業収益	60,000	60,000	0	会報用広告料
受取補助金等	5,639,100	5,628,600	10,500	
受取全法連助成金振替額	4,160,100	4,134,600	25,500	
受取全法連助成金	350,000	370,000	△ 20,000	
受取全法連補助金	104,000	104,000	0	
受取県法連補助金	1,025,000	1,020,000	5,000	
雑収益	80,265	114,051	△ 33,786	
受取利息	1,665	51	1,614	
雑収益	78,600	114,000	△ 35,400	雑収入
経常収益計 (A)	7,888,465	7,913,751	△ 25,286	
(2) 経常費用				
事業費	6,382,348	6,566,549	△ 184,201	
(税に関する研修会事業)	203,464	291,662	△ 88,198	
会場費	52,200	22,275	29,925	
資料費	0	0	0	
諸謝金	50,000	38,500	11,500	
会議費	24,018	13,979	10,039	
通信運搬費	17,846	124,374	△ 106,528	
消耗品費	0	2,092	△ 2,092	
印刷製本費	0	31,042	△ 31,042	
委託費	59,400	59,400	0	
(講演会事業)	55,660	91,248	△ 35,588	
会場費	11,000	25,300	△ 14,300	
諸謝金	0	30,000	△ 30,000	
通信運搬費	44,660	35,948	8,712	
(租税教育事業)	259,219	243,018	16,201	
会場費	50,000	0	50,000	
会議費	0	502	△ 502	
旅費交通費	72,000	66,000	6,000	
通信運搬費	6,230	1,970	4,260	
消耗品費	73,600	55,546	18,054	
印刷製本費	50,389	55,000	△ 4,611	
支払負担金	7,000	64,000	△ 57,000	
(税の広報事業)	414,460	734,730	△ 320,270	
会場費	0	6,600	△ 6,600	
資料費	143,720	346,950	△ 203,230	
会報作成費	234,740	240,020	△ 5,280	

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	33,000	138,160	△ 105,160	
支払負担金	3,000	3,000	0	
(税の調査研究・提言事業)	16,695	21,862	△ 5,167	
調査研究費	0	0	0	
会場費	1,100	1,375	△ 275	
会議費	14,735	16,867	△ 2,132	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	860	3,620	△ 2,760	
(講演会・セミナー事業)	443,030	563,610	△ 120,580	
会場費	0	5,500	△ 5,500	
資料費	0	0	0	
諸謝金	382,130	479,200	△ 97,070	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	15,510	△ 15,510	
支払負担金	1,500	4,000	△ 2,500	
委託費	59,400	59,400	0	
(会員の充実を図る事業)	46,830	50,230	△ 3,400	
会員増強推進費	46,830	50,230	△ 3,400	
印刷製本費	0	0	0	
(会員支援・親睦・交流等に関する事業)	508,085	562,212	△ 54,127	
会員交流費	508,085	562,212	△ 54,127	
消耗品費	0	0	0	
(会員のための福利厚生事業)	4,932	20,115	△ 15,183	
福利厚生事業費	4,932	20,115	△ 15,183	
(管理費のうち事業費配賦額)	4,429,973	3,987,862	442,111	
給料手当	1,899,665	1,812,438	87,227	
福利厚生費	393,692	370,843	22,849	
事務委託費	139,216	207,315	△ 68,099	
旅費交通費	441,594	531,530	△ 89,936	
通信運搬費	463,224	410,604	52,620	
減価償却費	0	14,210	△ 14,210	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	276,313	113,437	162,876	
印刷製本費	92,502	48,330	44,172	
賃借料	379,680	397,800	△ 18,120	
リース料	105,457	0	105,457	
委託費	181,726	41,205	140,521	
支払手数料	56,904	40,150	16,754	
雑費	0	0	0	
管理費	1,660,362	1,671,671	△ 11,309	
給料手当	501,935	556,762	△ 54,827	
福利厚生費	104,021	113,919	△ 9,898	
渉外慶弔費	0	0	0	
会議費	423,564	378,242	45,322	
旅費交通費	116,678	163,280	△ 46,602	
通信運搬費	122,395	126,133	△ 3,738	
減価償却費	0	4,365	△ 4,365	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	73,009	34,847	38,162	

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
印刷製本費	24,441	14,846	9,595	
賃借料	100,320	122,200	△ 21,880	
リース料	27,863	0	27,863	
諸会費	66,300	68,400	△ 2,100	県連会費
委託費	48,017	12,658	35,359	
事務委託費	36,784	63,685	△ 26,901	
支払手数料	15,035	12,334	2,701	
雑費	0	0	0	
経常費用計 (B)	8,042,710	8,238,220	△ 195,510	
当期経常増減額(A-B)	△ 154,245	△ 324,469	170,224	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損	0	1	△ 1	
災害損失				
経常外費用計	0	1	△ 1	
当期経常外増減額	0	△ 1	1	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 154,245	△ 324,470	170,225	
法人税、住民税、および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 154,245	△ 324,470	170,225	
一般正味財産期首残高	9,434,131	9,758,601	△ 324,470	
一般正味財産期末残高	9,279,886	9,434,131	△ 154,245	
II 指定正味財産増減の部			0	
受取補助金等	4,160,100	4,134,600	25,500	
受取全法連助成金	4,160,100	4,134,600	25,500	
一般正味財産への振替額	△ 4,160,100	△ 4,134,600	△ 25,500	
一般正味財産への振替額	△ 4,160,100	△ 4,134,600	△ 25,500	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	9,279,886	9,434,131	△ 154,245	

令和6年度 正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日～令和7年3月31日

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益			100	100				100
基本財産受取利息			100	100				100
受取会費			518,400	518,400	604,100	604,100	570,500	1,693,000
正会員受取会費			503,400	503,400	604,100	604,100	570,500	1,678,000
賛助会員受取会費			15,000	15,000				15,000
事業収益					476,000	476,000		476,000
研修事業収益								0
会員親睦事業収益					286,000	286,000		286,000
青年・女性部会事業収益					130,000	130,000		130,000
広報事業収益					60,000	60,000		60,000
受取補助金等	3,765,100	400,000		4,165,100	100,000	100,000	1,374,000	5,639,100
受取全法連助成金振替額	3,760,100	400,000		4,160,100				4,160,100
受取全法連助成金							350,000	350,000
受取全法連補助金							104,000	104,000
受取県連補助金	5,000			5,000	100,000	100,000	920,000	1,025,000
雑収益							80,265	80,265
受取利息							1,665	1,665
雑収益							78,600	78,600
経常収益計 (A)	3,765,100	400,000	518,500	4,683,600	1,180,100	1,180,100	2,024,765	7,888,465
(1) 経常費用								
事業費	4,404,990	807,060		5,212,050	1,170,298	1,170,298		6,382,348
調査研究費	0	0		0				0
会場費	114,300	0		114,300				114,300
資料費	143,720	0		143,720				143,720
諸謝金	50,000	382,130		432,130				432,130
会報作成費	234,740	0		234,740				234,740
会員増強推進費	0	0			46,830	46,830		46,830
会員交流費	0	0			508,085	508,085		508,085
福利厚生事業	0	0			4,932	4,932		4,932
給料手当	1,481,787	156,104		1,637,891	261,774	261,774		1,899,665
福利厚生費	307,090	32,351		339,441	54,251	54,251		393,692
事務委託費	108,592	11,440		120,032	19,184	19,184		139,216
会議費	38,753	0		38,753				38,753
旅費交通費	416,454	36,288		452,742	60,852	60,852		513,594
通信運搬費	430,923	38,065		468,988	63,832	63,832		532,820
減価償却費	0	0		0	0	0		0
消耗什器備品費	0	0		0	0	0		0
消耗品費	289,131	22,706		311,837	38,076	38,076		349,913
印刷製本費	155,543	7,601		163,144	12,747	12,747		175,891
賃借料	296,160	31,200		327,360	52,320	52,320		379,680
リース料	82,259	8,666		90,925	14,532	14,532		105,457
支払負担金	10,000	1,500		11,500	0	0		11,500
委託費	201,151	74,333		275,484	25,042	25,042		300,526
支払手数料	44,387	4,676		49,063	7,841	7,841		56,904
雜費	0	0		0	0	0		0

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)	小計		
管理費							1,660,362	1,660,362
給料手当							501,935	501,935
福利厚生費							104,021	104,021
渉外慶弔費							0	0
会議費							423,564	423,564
旅費交通費							116,678	116,678
通信運搬費							122,395	122,395
減価償却費							0	0
消耗什器備品費							0	0
消耗品費							73,009	73,009
印刷製本費							24,441	24,441
賃借料							100,320	100,320
リース料							27,863	27,863
諸会費							66,300	66,300
委託費							48,017	48,017
事務委託費							36,784	36,784
支払手数料							15,035	15,035
雜費							0	0
経 常 費 用 計 (B)	4,404,990	807,060	0	5,212,050	1,170,298	1,170,298	1,660,362	8,042,710
当期経常増減額 (A-B)	△ 639,890	△ 407,060	518,500	△ 528,450	9,802	9,802	364,403	△ 154,245
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
固定資産売却益								0
固定資産受贈益								0
経常外収益計								0
(2) 経常外費用								
固定資産売却損								0
固定資産除却損								0
災害損失								0
経常外費用計							0	0
当期経常外増減額							0	0
他会計振替額								0
当期一般正味財産増減額	△ 639,890	△ 407,060	518,500	△ 528,450	9,802	9,802	364,403	△ 154,245

財務諸表に対する注記

1 計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

直接法による定額法で減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

2 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
該当なし				
小 計	0	0	0	0
合 計	5,000,000	0	0	5,000,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(内指定正味財産からの充当額)	(内一般正味財産からの充当額)	(内負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	5,000,000	0	5,000,000	
特定資産				
該当なし				
小 計	0	0	0	0
合 計	5,000,000	0	5,000,000	0

4 固定資産の取得価格、減価償却額（除去額）及び期末残高

固定資産の取得価格、減価償却額（除去額）及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得年月	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
電話加入権		72,800	0	72,800
合 計		72,800	0	72,800

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
県連補助金	一般社団法人新潟県法人会連合会	0	1,025,000	1,025,000	0	一般正味財産
全法連補助金	公益財団法人全国法人会総連合	0	104,000	104,000	0	一般正味財産
助成金						
全法連助成金	公益財団法人全国法人会総連合	0	4,160,100	4,160,100	0	指定正味財産
全法連助成金	公益財団法人全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	一般正味財産
合 計		0	5,639,100	5,639,100	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 额
経常収益への振替額	4,160,100
事業費計上による振替額	
合 計	4,160,100

令和6年度 財産目録

令和7年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	使 用 目 的 等	金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金		0
普通預金	運転資金として	3,032,228
第四北越銀行 佐和田		2,596,127
大光銀行 佐和田		151,316
新潟県信用組合 佐和田		284,785
定期預金	運転資金として	1,200,000
第四銀行 佐和田		1,200,000
前払金		0
【流動資産合計】		4,232,228
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	公益目的保有財産	5,000,000
第四銀行 佐和田		5,000,000
【基本財産合計】		5,000,000
(2) その他の固定資産		
什器備品		0
電話加入権	63-4234 事業全般に使用	72,800
【その他の固定資産合計】		72,800
【固定資産合計】		5,072,800
【資産合計】		9,305,028
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		0
預り金	社会保険個人負担金、所得税 預り金	25,142
【流動負債合計】		25,142
2. 固定負債		
【固定負債合計】		0
【負債合計】		25,142
【正味財産合計】		9,279,886

令和6年度事業報告、収支決算（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）を以上のとおり報告いたします。

令和7年3月31日

公益社団法人 佐渡法人会

会長 高野 宏介 印

監査報告書

令和 7年 月 日

公益社団法人 佐渡法人会
会長 高野 宏介 殿

監事 渡邊 正俊 印

監事 矢澤 稔 印

私ども監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第2号議案 役員改選（案）承認の件

「定款」 第4章 役 員

（役員の設置）

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上22名以内
 - (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
 - 3 理事のうち、2名以内を副会長とする。
 - 4 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
 - 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

年 間 行 事 予 定 表

令和7年4月～令和8年3月

月	法 人 会	青 年 部 会	女 性 部 会
4	・監査会(24日) ・第1回理事会(24日) ・「ほうじん」春号配布	・第1回役員会(18日) ・通常総会(18日) ・税務研修会（租税教室講師養成研修）(18日) ・交流懇親会(18日)	・第1回役員会(17日) ・通常総会(17日) ・税務研修会（租税教室講師養成研修）(17日)
5	・第14回通常総会(29日) ・会員増強功労者表彰式(29日) ・特別講演会(29日) ・交流懇親会(29日)	・税金クイズコーナー (佐渡国鬼太鼓どっこむ 25日)	・税務研修会
6	・総務税制・研修合同委員会 ・県連総会（代議員参加）	・税務研修会 ・租税教室（～7月 随時） 小中学校対象	・税務研修会 ・税に関する絵はがきコンクール（～9月） 小学生対象
7	・組織・厚生委員会 ・「ほうじん」夏号配布	・税務研修会「決算書の見方・共催」 ・県青連正副会長会議	・税務研修会「決算書の見方・共催」 ・県女連正副会長会議
8	・決算期別説明会 ・第1回税務研修会	・税金クイズスタンプラリー (安寿天神祭)	
9	・「佐渡法人会だより」第52号発行 ・第2回税務研修会	・第2回役員会 ・税務署幹部との懇談会（女性部会と共に）	・税務署幹部との懇談会（青年部会と共に） ・絵はがきコンクール審査会（第2回役員会）
10	・福利厚生制度推進連絡協議会 ・第2回 理事会 ・特別講演会（仮称・女性部会と合同開催）	・県連青年部会合同セミナー	・県連女性部会合同セミナー ・特別講演会（仮称・女性部会と合同開催） ・絵はがきコンクール入賞作品表彰（各学校）
11	・納税表彰式 ・第3回 税務研修会 ・「ほうじん」秋号配布 ・税制改正提言活動（佐渡市へ） ・決算期別説明会		・税務研修会
12	・年末特別講演会（県連）		
1	・新春特別講演会、懇親パーティー ・福利厚生制度推進表彰式 ・優良経理担当者表彰式		・税務研修会
2	・「佐渡法人会だより」第53号発行 ・「ほうじん」新年号配布 ・決算期別説明会	・第3回役員会	・食品ロス削減研修（仮称）、第3回役員会
3	・第3回理事会		・税務研修会「1年間のおさらい」 ・修了式



納税には ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

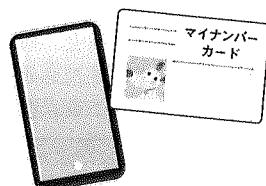
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ
～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



「申込カード一覧」
「マイナポータル連携の詳細」



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注) 還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、
税務署から書類の提出
又は提示を求められるこ
とがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ
イータックス Q 検索



